

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 14 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後					改正前						
別表第2（第2条・第3条関係）					別表第2（第2条・第3条関係）						
事務	名称及び額				事務	名称及び額					
都市の低炭素化の促進に関する	1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料				都市の低炭素化の促進に関する	1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料					
	……略……					……略……					
	(1) 申請に併せて市長が指定する者（以下「適合性確認」という。）が作成	……略……				…略…	(1) 申請に併せて市長が指定する者（以下「適合性確認」という。）が作成	……略……			…略…
		イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住						イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建	(ア) 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの	4,700円
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400円						
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	16,000円						
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000円						

に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する	用途に供する部分に限る。以下同じ。)	10戸以下のもの		に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する	限る。以下同じ。)	6戸以上10戸以下のもの	
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000円			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	45,000円			建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	45,000円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000円			建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	131,000円			建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	131,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000円			建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	185,000円			建築物の総戸数が301戸以上のもの	185,000円
		(イ) 共用廊下	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの			9,300円	共用廊下等の

審査			等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円	審査				部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）	メートル以内のもの	
			その他共用部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円	
										当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円	

			<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u>	160,000円					<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u>	160,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</u>	200,000円					<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</u>	200,000円
		(ウ) 非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外をいう。以下同じ。)	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u>	9,300円				非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外をいう。以下同じ。)	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u>	9,300円
			<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	16,000円					<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	16,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	26,000円					<u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	26,000円

			<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	80,000円				<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	80,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	126,000円				<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	126,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u>	160,000円				<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u>	160,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</u>	200,000円				<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</u>	200,000円
	略		……略……	…略…		略		……略……	…略…
(2)			……略……	…略…		(2)		……略……	…略…
(1)以外	イ					イ	(7)	<u>申請戸数が1戸のもの</u>	<u>35,000円</u>

の場合	共同住宅等				の場合	共同住宅等	住戸ごと の申請 の場合	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000円
								一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円
								一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000円
								一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円
								一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円
								一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000円
								一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000円

								一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	600,000円
		(ア)	建築物の総戸数が1戸のもの	35,000円		(イ)	住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	35,000円
		の	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000円		一	の	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000円
		部	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円		建	築	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円
		分	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000円		物	の	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000円
			建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円		申	請	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円
			建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円		の	場	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円
			建築物の総戸数が101戸以上	385,000円		合		建築物の総戸数が	385,000円

			<u>200戸以下のもの</u>					<u>101戸以上200戸以下のもの</u>	
			<u>建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの</u>	508,000円				<u>建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの</u>	508,000円
			<u>建築物の総戸数が301戸以上のもの</u>	600,000円				<u>建築物の総戸数が301戸以上のもの</u>	600,000円
		(イ) 共用廊下等の部分	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u>	109,000円			共用廊下等の部分	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u>	109,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	138,000円				<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	138,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	180,000円				<u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	180,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が</u>	280,000円				<u>当該部分の床面積</u>	280,000円

			<u>2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内の もの</u>					<u>の合計が2,000平 方メートルを超え 5,000平方メー トル以内のもの</u>	
			<u>当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の もの</u>	359,000円				<u>当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートルを超え 10,000平方メー トル以内のもの</u>	359,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内の もの</u>	429,000円				<u>当該部分の床面積 の合計が10,000平 方メートルを超え 25,000平方メー トル以内のもの</u>	429,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超え るもの</u>	500,000円				<u>当該部分の床面積 の合計が25,000平 方メートルを超え るもの</u>	500,000円
		(ウ) 非 住宅の 部分	<u>当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以内のもの</u>	242,000円				<u>非住宅 の部分 当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以内のも の</u>	242,000円

			<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	300,000円					<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	300,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	384,000円					<u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	384,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	546,000円					<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	546,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	670,000円					<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	670,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u>	789,000円					<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u>	789,000円

				<u>もの</u>	
				<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</u>	900,000円
	略		……略……		…略…
2	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料				
	……略……				
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条	(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市炭素化の促進に関する法律第54条		……略……		…略…
	イ 共同住宅等				

					<u>25,000平方メートル以内のもの</u>	
					<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</u>	900,000円
	略		……略……			…略…
2	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料					
	……略……					
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条	(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市炭素化の促進に関する法律第54条	イ 共同住宅等	(ア) 住戸ごとの申請の場合	<u>申請戸数が1戸のもの</u>		3,300円
				<u>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの</u>		6,600円
				<u>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの</u>		11,000円
				<u>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの</u>		19,000円

法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築	第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合								一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000円	
									一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000円	
									一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000円	
									一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000円	
									一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	134,000円	
		(7) 住戸 の部 分							住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円
									建築物の申請	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円
法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築	第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合								一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000円	
									一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000円	
									一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000円	
									一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000円	
									一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	134,000円	
		(1) 一の建 築物 の申 請							住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円
									建築物の申請	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円

等 計 画 の 変 更 の 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査		<u>建築物の総戸数が6戸以上 10戸以下のもの</u>	11,000円	等 計 画 の 変 更 の 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査	の 場 合	<u>建築物の総戸数が 6戸以上10戸以下 のもの</u>	11,000円
		<u>建築物の総戸数が11戸以上 25戸以下のもの</u>	19,000円			<u>建築物の総戸数が 11戸以上25戸以下 のもの</u>	19,000円
		<u>建築物の総戸数が26戸以上 50戸以下のもの</u>	32,000円			<u>建築物の総戸数が 26戸以上50戸以下 のもの</u>	32,000円
		<u>建築物の総戸数が51戸以上 100戸以下のもの</u>	58,000円			<u>建築物の総戸数が 51戸以上100戸以 下のもの</u>	58,000円
		<u>建築物の総戸数が101戸以上 200戸以下のもの</u>	93,000円			<u>建築物の総戸数が 101戸以上200戸以 下のもの</u>	93,000円
		<u>建築物の総戸数が201戸以上 300戸以下のもの</u>	122,000円			<u>建築物の総戸数が 201戸以上300戸以 下のもの</u>	122,000円
		<u>建築物の総戸数が301戸以上 のもの</u>	134,000円			<u>建築物の総戸数が 301戸以上のもの</u>	134,000円
	(イ) 共	当該部分の床面積の合計が	6,500円			共用廊	当該部分の床面積

		用廊下 等の部 分	300平方メートル以内のもの			下等の 部分	の合計が300平方 メートル以内のも の	
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のも の	11,000円			当該部分の床面積 の合計が300平方 メートルを超え 1,000平方メート ル以内のもの	11,000円
			当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のも の	18,000円			当該部分の床面積 の合計が1,000平 方メートルを超え 2,000平方メート ル以内のもの	18,000円
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のも の	56,000円			当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートルを超え 5,000平方メート ル以内のもの	56,000円
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の もの	88,000円			当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートルを超え 10,000平方メート ル以内のもの	88,000円

			当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内の もの	112,000円						当該部分の床面積 の合計が10,000平 方メートルを超え 25,000平方メー トル以内のもの	112,000円
			当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超え るもの	140,000円						当該部分の床面積 の合計が25,000平 方メートルを超え るもの	140,000円
		(ウ) 非 住宅の 部分	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	6,500円					非住宅 の部分	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以内のも の	6,500円
			当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のも の	11,000円						当該部分の床面積 の合計が300平方 メートルを超え 1,000平方メー トル以内のもの	11,000円
			当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のも の	18,000円						当該部分の床面積 の合計が1,000平 方メートルを超え 2,000平方メー トル以内のもの	18,000円

			<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	56,000円				<u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	56,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	88,000円				<u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	88,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u>	112,000円				<u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u>	112,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</u>	140,000円				<u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</u>	140,000円
	略		……略……	…略…		略		……略……	…略…
(2)			……略……	…略…		(2)		……略……	…略…
(1) 以外	イ					イ	(ア)	申請戸数が1戸のもの	18,000円

の場合	共同住宅等					の場合	共同住宅等	住戸ごと の申請 の場合	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	37,000円
									一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	52,000円
									一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	74,000円
									一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	108,000円
									一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	159,000円
									一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	221,000円
									一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	291,000円

								一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	342,000円
		(7) 住戸 の部 分	<u>建築物の総戸数が1戸のもの</u>	18,000円		(イ) 一の 建 築 物 の 申 請 の 場 合	住戸の 部分	<u>建築物の総戸数が1戸のもの</u>	18,000円
			<u>建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの</u>	37,000円				<u>建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの</u>	37,000円
			<u>建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの</u>	52,000円				<u>建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの</u>	52,000円
			<u>建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの</u>	74,000円				<u>建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの</u>	74,000円
			<u>建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの</u>	108,000円				<u>建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの</u>	108,000円
			<u>建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの</u>	159,000円				<u>建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの</u>	159,000円
			<u>建築物の総戸数が101戸以上</u>	221,000円				<u>建築物の総戸数が</u>	221,000円

			<u>200戸以下のもの</u>						<u>101戸以上200戸以下のもの</u>	
			<u>建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの</u>	291,000円					<u>建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの</u>	291,000円
			<u>建築物の総戸数が301戸以上のもの</u>	342,000円					<u>建築物の総戸数が301戸以上のもの</u>	342,000円
		<u>(1) 共用廊下等の部分</u>	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u>	57,000円				<u>共用廊下等の部分</u>	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u>	57,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	72,000円					<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	72,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	96,000円					<u>当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	96,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が</u>	156,000円					<u>当該部分の床面積</u>	156,000円

			<u>2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内の もの</u>					<u>の合計が2,000平 方メートルを超え 5,000平方メー トル以内のもの</u>	
			<u>当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の もの</u>	205,000円				<u>当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートルを超え 10,000平方メー トル以内のもの</u>	205,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内の もの</u>	247,000円				<u>当該部分の床面積 の合計が10,000平 方メートルを超え 25,000平方メー トル以内のもの</u>	247,000円
			<u>当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超え るもの</u>	290,000円				<u>当該部分の床面積 の合計が25,000平 方メートルを超え るもの</u>	290,000円
		(ウ) 非 住宅の 部分	<u>当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以内のもの</u>	123,000円			非住宅 の部分	<u>当該部分の床面積 の合計が300平 方メートル以内の もの</u>	123,000円

			当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内の もの	154,000円					当該部分の床面積 の合計が300平方 メートルを超え 1,000平方メート ル以内のもの	154,000円
			当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内の もの	198,000円					当該部分の床面積 の合計が1,000平 方メートルを超え 2,000平方メート ル以内のもの	198,000円
			当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内の もの	290,000円					当該部分の床面積 の合計が2,000平 方メートルを超え 5,000平方メート ル以内のもの	290,000円
			当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の もの	361,000円					当該部分の床面積 の合計が5,000平 方メートルを超え 10,000平方メート ル以内のもの	361,000円
			当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内の	427,000円					当該部分の床面積 の合計が10,000平 方メートルを超え	427,000円

			もの	
			当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	491,000円
	略	……略……		…略…

			25,000平方メートル以内のもの	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円
	略	……略……		…略…

備考

- (1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。
- (2) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

別表第3（第2条・第3条関係）

事務	名称及び額
略	……略……

別表第3（第2条・第3条関係）

事務	名称及び額
略	……略……

3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料			
……略……			
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる	イ ア以外の建築物	……略……	
		…略…	
		(ア) 住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円

3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料			
……略……			
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる	イ ア以外の建築物	……略……	
		…略…	
		(ア) 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円
			当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円
			当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円
		当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円	
		(イ) 二の建築物の申請の場合	住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円

3 5 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能	基準 に 適 合 し て い る こ と を 示 す 書 類 と し て 市 長 が 定 め る も の が 提 出 さ れ た 場 合	以下この表にお いて同じ。)	もの		第 3 5 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性	基準 に 適 合 し て い る こ と を 示 す 書 類 と し て 市 長 が 定 め る も の が 提 出 さ れ た 場 合	11条第1 項に規定 する住宅 部分をい う。以下 この表に おいて同 じ。)	もの	
			当該部分の床面積 の合計が2,000平方 メートル以上5,000 平方メートル未満 のもの	46,000円				当該部分の床面積 の合計が2,000平方 メートル以上5,000 平方メートル未満 のもの	46,000円
			当該部分の床面積 の合計が5,000平方 メートル以上のも の	81,000円				当該部分の床面積 の合計が5,000平方 メートル以上のも の	81,000円
		(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積 の合計が300平方メ ートル未満のもの	9,700円	非住宅部 分	当該部分の床面積 の合計が300平方メ ートル未満のもの	9,700円		
			当該部分の床面積 の合計が300平方メ ートル以上1,000平 方メートル未満の もの	16,700円		当該部分の床面積 の合計が300平方メ ートル以上1,000平 方メートル未満の もの	16,700円		
		当該部分の床面積 の合計が1,000平方 メートル以上2,000	27,100円		当該部分の床面積 の合計が1,000平方 メートル以上2,000	27,100円			

向上計画の認定の申請に対する審査			平方メートル未満のもの		能向上計画の認定の申請に対する審査				平方メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円
(2)	略	……略……	略	(2)	……略……	…略…				

(1) 以外 の場合	イ ア 以外 の 建 築 物	(7) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円	(1) 以外 の場合	イ ア 以外 の 建 築 物	(ア) 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円			当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円		
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円			当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円		
								当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円	
							(イ) 二の建築物の申請の場合	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円
									当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円
									当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円

			のもの					のもの	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円
	(イ) 非住宅部分	<u>モデル建築物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円		非住宅部分	<u>モデル建築物法（二次エネルギー消費量の</u>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの			110,700円		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの			110,700円	
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			145,700円		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			145,700円	
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			235,700円		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			235,700円	

<u>囲空間の年間熱負荷」とい う。)の 算出に用 いるべき ものとし て国土交 通大臣が 定める建 築物を用 いて評価 する方法 をいう。 4の項に おいて同 じ。)に よる場合</u>	のもの	
	当該部分の床面積 の合計が5,000平方 メートル以上 10,000平方メー トル未満のもの	309,000円
	当該部分の床面積 の合計が10,000平 方メートル以上 25,000平方メー トル未満のもの	371,000円
	当該部分の床面積 の合計が25,000平 方メートル以上の もの	435,000円

<u>算出に用 いるべき 標準的 な建 築物及 び省令 第10 条第1 号</u>	のもの	
	当該部分の床面積 の合計が5,000平方 メートル以上 10,000平方メー トル未満のもの	309,000円
	当該部分の床面積 の合計が10,000平 方メートル以上 25,000平方メー トル未満のもの	371,000円
	当該部分の床面積 の合計が25,000平 方メートル以上の もの	435,000円

イ (1) の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において

「屋内周囲空間の年間熱負荷」という₂」の算出に用い

るべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて

評価する方法をいう。4の項において同じ。しによる場

				<p><u>標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合</u></p>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円	合	<p><u>標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定し</u></p>	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上	646,000円			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上	646,000円

					10,000平方メートル未満のもの						た 二 次 エ ネ ル ギ 二 消 費 量 及 び 屋 内 周 囲 空 間 の 年 間 熱 負 荷	10,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円

を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。

建築物のエネルギー消費性能の向上	4 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料					
略.....					
	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法略.....				...略...
	イ	ア以外の建築物				

					による場合	
建築物のエネルギー消費性能の向上	4 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料					
略.....					
	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法略.....				...略...
	イ	(ア) 住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円		
			当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円		
		当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円			
		当該住戸の床面積の合計が	57,000円			

に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネ	律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合	(7) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円	に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネ	律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合	5,000平方メートル以上のもの		(イ) 二の建築物の申請の場合				
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円			住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		6,900円			
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		15,000円			
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		32,000円			
			(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの			6,900円	非住宅部分		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円		
		当該部分の床面積		11,800円			当該部分の床面積			6,900円			
												当該部分の床面積	11,800円

ルギ一消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審			の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		ルギ一消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審			の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル	113,000円				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル	113,000円

査			ル未満のもの				
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円			
(2)	略	……略……		…略…			
(1) 以外 の場 合	イ ア 以外 の建 築物						
					(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円
						当該部分の床面積	81,000円
査			ル未満のもの				
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円			
(2)	略	……略……		…略…			
(1) 以外 の場 合	イ ア 以外 の建 築物						
					(ア) 住宅部分	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円
						当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円
						当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円
		当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円				
(イ) 二 の建 築物							
					住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円
			当該部分の床面積	81,000円			

					の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの						合	の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円						当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円						当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円

				標準入力 法等によ る場合	当該部分の床面積 の合計が300平方メ ートル未満のもの	159,100円						標準 入 力 法 等 に よ る 場 合	当該部分の床面積 の合計が300平方メ ートル未満のもの	159,100円
					当該部分の床面積 の合計が300平方メ ートル以上1,000平 方メートル未満の もの	199,200円							当該部分の床面積 の合計が300平方メ ートル以上1,000平 方メートル未満の もの	199,200円
					当該部分の床面積 の合計が1,000平方 メートル以上2,000 平方メートル未満 のもの	257,100円							当該部分の床面積 の合計が1,000平方 メートル以上2,000 平方メートル未満 のもの	257,100円
					当該部分の床面積 の合計が2,000平方 メートル以上5,000 平方メートル未満 のもの	366,700円							当該部分の床面積 の合計が2,000平方 メートル以上5,000 平方メートル未満 のもの	366,700円
					当該部分の床面積 の合計が5,000平方 メートル以上 10,000平方メート ル未満のもの	453,000円							当該部分の床面積 の合計が5,000平方 メートル以上 10,000平方メート ル未満のもの	453,000円

					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円
略	……略……					

備考

(1)～(10) ……略……

(11) 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に

					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円
略	……略……					

備考

(1)～(10) ……略……

(11) 向上計画認定申請手数料等について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

(12) 向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

(13) 向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

(14) 向上計画認定申請手数料等又は建築物エネルギー消費性能基準に

適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

(12) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

(15) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

(16) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の認定を受けている又は同法第53条第1項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の立川市事務手数料条例別表第2の2の項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第67号）の施行の際、現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の認定を受けている又は同法第34条第1項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第36条第1項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の立川市事務手数料条例別表第3の4の項の規定は、なおその効力を有する。